

事業継続力を強化

市内では、大雨災害等が発生した際でも事業活動を継続するために、自然災害への事前対策に取り組まれる事業者が増えています。市内事業者の取り組み

みの一例を紹介します。また、自然災害等への事前対策についての支援策（市・国）を案内します。

事例紹介

株式会社たけ屋（飲食業 津福本町）

取り組んだ内容など

令和元年度に事業継続力強化計画の認定を受けました。度重なる浸水被害の経験から、防災対策については整理すべきと以前から考えていました。計画内容は従業員としっかりと共有し、緊急参集要員に任命された従業員は自覚をもって対応してくれています。

今後の展望など

同業他社等、外部の協力関係を事前に築いておくことも重要です。実際に過去に被災した際、ネギの供給が滞り、連携先の取引先から融通してもらったことがあります。連携先は多い方がいいので、今後も県外を含め助け合える関係をつくっていきたいと考えています。

株式会社志岐蒲鉾本店 城島工場（製造業 城島町）

取り組んだ内容など

大雨で工場が水没すると、冷蔵設備の停止によって原材料や製品を廃棄せざるを得なくなる他、設備が水没し製造ラインが長期間停止する等、事業運営に甚大な影響が出ていました。これを受け、冷蔵設備の室外機を浸水しない高所に再設置し、ボイラー等設備が浸水しないよう止水板を設置しました。

今後の展望など

被害箇所に対して一つずつ対策を講じ、被害を確実に抑制できるようになりました。また、令和3年度に事業継続力強化計画の認定を受け、設備等のハード面の対策だけでなく、発災時の初動対応等のソフト面についても確認を行うことができました。

市・国の支援策の案内

●中小企業止水板等設置事業費補助金（市）

浸水被害を受けた事業者へ止水板等の設置費用を補助します
事業継続力強化計画を作成し、国の認定を受けることが必要です



●事業継続力強化計画認定制度（国）

事業者の防災・減災・感染症についての事前対策等に関する計画を国が認定する制度です



問 商工政策課 ☎ 0942-30-9133 📠 0942-30-9707 ✉ syoko@city.kurume.fukuoka.jp

お知らせ

外国人を雇用する事業主の皆さんへ

法令を守った雇用で人材の能力発揮を

日本在住で日本国籍を有しない人を雇用する場合は、就労可能な在留資格であるかどうかの確認が必要です。また、新規で海外から来日する人材を採用する場合、在留資格取得手続きは、適切な雇用管理の意識を持って実行してください。

雇用にあたって、各種届出を忘れずに提出してください。様々なスキルや能力を持った外国人材が安全に安心して働くことができるように配慮をお願いします。

問 労政課

☎ 0942-30-9046 📠 0942-30-9707

✉ rousei@city.kurume.fukuoka.jp



外国人雇用のルール

以下の2点は、法令で定められた事業主の責務です

① 雇入れ・離職時の届出

- ・在留資格に応じてハローワークに届出が必要
- ・短期のアルバイト、留学生のアルバイトも届出の対象

② 適切な雇用管理

- ・外国人労働者の募集や採用の適正化
- ・適正な労働条件の確保
- ・安全衛生の確保 などがあります